



武市教文生第155号

平成26年 2月28日

様

武雄市教育委員会

委員長 諸石 洋之助



一部開示決定通知書の送付について

平成26年1月11日付けで請求がありました公文書の開示について、一部開示することと決定しましたので、別紙のとおり一部開示決定通知書を送付します。

なお、郵送による写しを交付する場合の開示手数料は下記のとおりです。あらかじめ定額小為替にて納付していただきますようお願いします。領収書につきましては、開示文書と一緒に送付します。

記

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 開示決定通知書 | 別紙 |
| 2 | 開示手数料 | <u>1,270</u> 円 |
| | ・内訳 | コピー代 850円 |

切手代 390 円

- | | | |
|---|--------|--|
| 3 | 問い合わせ先 | 武雄市教育委員会 文化・学習課
課長 井上 祐次
電話：0954-23-5168
Fax：0954-23-5167 |
|---|--------|--|

一部開示決定通知書

武市教文生第155号

平成26年 2月28日

様

武雄市教育委員会
委員長 諸石 洋之



平成26年1月11日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の件名	・平成25年度受け入れ分の全ての行政視察申込書
開示の日時	郵送による
開示の場所	
公文書の一部を不開示とする理由	特定の個人を識別することができるような情報等が含まれるため (武雄市情報公開条例第7条第2号に該当)
所管課	武雄市教育委員会 文化・学習課 課長 井上祐次 電話番号(直通)0954-23-5168

注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

- 2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。
- 3 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 4 この決定については、この決定(上記3の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)